

財務省告示第十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十七年十二月二十日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年一月十日

財務大臣臨時代理 与謝野 馨

一	名称及び記 利付国庫債券（五年）（第五十二 回）
二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項
三	振替法の適 用等 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法 日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け
五	発行額 額面金額で四千六百十億円
六	払込金額 四千四百四十九億千八百四十万円
七	最低額面金 額 五万円
八	振替単位 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行価格 平成十七年十二月二十日 額面金額百円につき九十九円七

十 十  
二 一  
初 利  
期 子  
利 率

十 第  
三 二  
後 の 期  
の 利 子  
以

十 十 十 十  
七 六 五 四  
払 払 元 償 償  
込 場 利 還 還  
期 所 金 金 期  
日 支 額 限

十 四 銭  
年 ○ ・ 八 パーセント  
平 成 十 八 年 六 月 十 日 を 支 払 期  
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た  
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期  
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、  
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う へ 以 下 、  
次 号 及 び 第 十 四 号 に お い て 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 六 月 十 日 及 び 十 二 月 十  
日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お  
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す  
る 利 子 を 支 払 う 。  
平 成 二 十 二 年 十 二 月 十 日  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円  
日 本 銀 行  
平 成 十 七 年 十 二 月 十 日